

会津坂下町オープンデータ利用規程

令和 3 年 3 月 3 1 日

告示第 2 9 号

(目的)

第 1 条 会津坂下町オープンデータ利用規程（以下「本規程」という。）は、オープンデータ基本指針（平成29年 5 月30日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定。令和元年 6 月 7 日改正。）に基づき、会津坂下町オープンデータページ（以下「本サイト」という。）で公開している情報（以下「コンテンツ」という。）の利用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(本サイトの利用)

第 2 条 本サイトで公開しているコンテンツは、本規程に従って、営利目的・非営利目的を問わず、複製、公衆送信、翻訳・変形等の翻案等、誰でも自由に利用できる。また、数値データ、簡単な表・グラフ等は著作権の対象外のため、これらについては本規程の適用はなく、自由に利用できる。なお、コンテンツ利用に当たっては、本規程に同意したものとみなす。

(出典の記載)

第 3 条 コンテンツを利用する際は、以下のとおり出典を記載すること。

(1) 出典：「統計情報（会津坂下町）」（当該ページURL）（〇年〇月〇日に利用）など

2 コンテンツを編集・加工等して利用する場合は、前項とは別に、以下のとおり、編集・加工等を行ったことを記載すること。なお、編集・加工した情報を、あたかも会津坂下町が作成したかのような態様で公表・利用しないこと。

(1) 「統計情報（会津坂下町）」（当該ページのURL）を加工して作成

(2) 「統計情報（会津坂下町）」（当該ページのURL）をもとに〇〇株式会社作成 など

（第三者の権利侵害）

第4条 コンテンツの中には、第三者（会津坂下町以外の者をいう。以下同じ。）が著作権その他の権利を有している場合があるため、第三者が著作権を有しているコンテンツや、第三者が著作権以外の権利（例：写真における肖像権、パブリシティ権等）を有しているコンテンツについては、特に権利処理済であることが明示されているものを除き、利用者の責任で、当該第三者から利用の許諾を得ること。

2 コンテンツのうち第三者が権利を有しているものについては、出典の表記等によって第三者が権利を有していることを直接的又は間接的に表示・示唆しているものと、明確に第三者が権利を有している部分の特定・明示等を行っていないものとがあるため、利用する場合は利用者の責任において確認すること。

3 第三者が著作権等を有しているコンテンツであっても、著作権法（昭和45年法律第48号）上認められている引用など、著作権者等の許諾なしに利用できる場合がある。

（本規程が適用されないコンテンツ）

第5条 具体的、かつ、合理的な根拠の説明とともに、別の規約の適用を明示しているコンテンツについては、本規程の適用外とする。

（準拠法）

第6条 本規程は、日本法に基づいて解釈するものとする。

（合意管轄）

第7条 本規程によるコンテンツの利用及び本規程に関する紛争については、日本国会津若松地方裁判所を、第一審の専属的な合意管轄裁判所とする。

（免責）

第8条 会津坂下町は、利用者がコンテンツを用いて行う一切の行為（コンテンツを編集・加工等した情報を利用することを含む。）について何ら責任を負うことはないものとする。

2 コンテンツは、予告なく変更、移転、削除等を行うことがある。

(その他)

第9条 本規程は、著作権法上認められている引用などの利用について、制限するものではない。

2 本規程は、政府標準利用規約（第2.0版）に準拠している。なお、本規程は予告なく変更する場合がある。

3 本規程は、クリエイティブ・コモンズ・ライセンスの表示4.0国際

((<https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/legalcode.ja>) に規定される著作権利用許諾条件。以下「CC BY」という。) と互換性があり、本規程が適用されるコンテンツはCC BYに従うことでも利用することができる。

附 則

この規程は、令和3年3月31日から施行する。